

# 宅地建物取引業法の一部改正に伴う取引主任者証の取扱いについて

## 1. 法改正の概要

宅地建物取引業法の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 18 日に成立、同月 25 日に公布されました。施行は平成 27 年 4 月 1 日です。

<主な改正内容>

- ① 「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」とする
- ② 宅地建物取引業者・宅地建物取引士に係る暴力団排除規定を置く
- ③ 宅地建物取引士の知識及び能力の維持向上 等

## 2. 取引主任者証の取扱いについて

宅地建物取引業法の改正により、「宅地建物取引主任者」は「宅地建物取引士」となりますが、有効期限内の取引主任者証については、取引士証とみなされ、引き続き有効です。

なお、有効期限内であっても、新取引士証への切替を希望される方は、下記の手続にて交付を受けられます。

### 記

<主任者証の切替方法>

#### ①申請方法等

- ・申請受付開始日：平成 27 年 4 月 1 日
- ・申請先：(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会 講習センター(TEL:078-361-2051)  
詳細は、兵庫県宅地建物取引業協会ホームページ (<http://www.htk.or.jp/>)  
をご覧ください。
- ・申請手数料：兵庫県収入証紙 4,500 円  
※従前の再交付申請と同様の手続

#### ②交付方法

- ・旧主任者証と引換えに交付
- ・処理期間：1～2 か月を想定（申請受付後）

#### ③有効期間

- ・旧主任者証の残期間（延長しない）

\*なお、主任者証の交付を受けておられる方に対しては、平成 27 年 1 月下旬に、(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会 講習センターより、本案内について葉書による通知を行っております。

(問い合わせ先) 兵庫県県土整備部まちづくり局土地対策室  
土地対策班 TEL:078-341-7711 (内 4846)  
078-362-3612